未成年口座取扱規程

(規程の趣旨・適用時期)

第1条 この規程は、未成年(満18歳未満の自然人の方。婚姻により民法上成年と擬制される場合は成年とみなします。)のお客様が TORANOTEC 投信投資顧問株式会社(以下「当社」といいます。)で行われるインターネットまたはスマートフォンアプリを利用した取引およびサービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、お客様と当社の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(申込方法)

第2条 お客様は、この規程のほか、「トラノコ総合取引約款」その他の当社の定める約款・規程にしたが い口座開設申込および取引等を行うものとします。

(規程の例外)

第3条 この規程と他の規程との間に抵触する規程がある場合は、この規程が優先するものとします。

(親権者の届出等)

- 第4条 お客様は、当社の口座開設を申込む場合には、取引および取引に付随する行為について、お客様 を代理する代理権を有する親権者(以下「親権者」)を当社に届け出るものとします。
- 2 親権者は、民法上の親権を有する自然人1名とします。
- 3 お客様は、第1項の届出に際し、世帯全員の記載がある住民票謄本(世帯主が親権者であり、親権者とお客様の続柄が記載されたもの)、戸籍謄本その他の当社が定める確認書類を提出するものとします。
- 4 お客様は、当社が定める方法により、当社がお客様に対して発行した ID、パスワードおよび確認番号 (以下、これらを「認証番号」といいます。)を親権者以外の第三者への開示または貸与により本口座 を利用させることはできません。
- 5 当社は、前項の認証番号を、お客様が当社に登録しているお客様の住所に送付し、親権者は、認証番号をお客様以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 6 お客様は、親権者がお客様自らの取引について親権者として同意することその他の記載がなされた当 社所定の同意書を提出いただく必要があります。

(届出事項の変更)

- 第5条 お客様は、本口座開設後、改名、移転、親権者の変更など、届出事項等につき変更があるときは、 遅滞なくその内 容を当社へ届け出るものとします。
- 2 前項の場合、当社は所定の手続きとして、第4条第3項に定める書類の提出を要求します。

(解約)

- 第6条 当社は、お客様がトラノコ総合取引約款第8条第1項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当 した場合、本口座を解約できるものとします。
 - ①当社に届出のあった親権者の親権関係について、虚偽であること、または虚偽である疑いが判明したとき
 - ②前号のほか、お客様の財産状態が悪化し、その信用状態に著しい変化が生じたとき

(規程の適用時期・経過措置)

- 第7条 この規程は、この規程の施行後に当社に開設される未成年口座には、その開設および取引について、例外なく適用されるものとします。
- 2 この規程の施行前に、当社に開設されていた未成年口座には、当該口座を保有する個別のお客様に対する通知または同意を以て、この規程が適用されるものとします。

(規程の変更)

第8条 この規程は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、民法 548 条の 4 の規程に基づき改訂されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその 効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに本ソフトウェア上のお知らせ画面、インターネット 又はその他相当の方法により周知します。

以上